

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (28227)
地域名 (地域内農業集落名)	中安積 (中安積)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月4日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域内農地は基盤整備が完了しており、作付け状況は水稻が92%、助成作物として自然薯を含む野菜が8%である。
・鳥獣被害の増加に伴う防護柵の設置も増えており、耕作者の費用負担が増加している。
・地区の耕作者は、70歳以上が26%を占めており、そのうち後継者が決まっていない農地が46%と将来的に地域の中心経営体が担う農地面積が増加することが予測され、中心経営体の設備等整備を含めた経営基盤強化が喫緊の課題となる。
・耕作者が主体となって行っている水路、農道、畦畔等の維持・管理についてどのように取り組むか検討する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・今後も水稻を中心に自然薯、自家消費野菜を作付けを行い、農業法人と数名の農家に農地を集積・集約化し、農地の有効活用を図っていく。
・集落柵の定期点検と補修により、鳥獣被害を防ぐ。
・地域資源の維持管理については、担い手の負担を軽減すべく、農地の畦畔の草刈作業を、農地所有者、非農家も含めた地域全体で取り組んでいくように検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地の集積・集約化を基本とし、農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りを行う場合については、農地中間管理機構を活用することとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地については、基盤整備が完了しているため基盤整備事業への取組予定はない。水路改修工事等の必要が生じた場合は補助事業を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では、昔から兼業農家が多数を占めており、今後も地域の農地については地域で守っていくことを基本とするため、円滑な継承が出来るように地域一帯で取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地区における鳥獣被害の状況を把握し、公共事業の活用により農業者への負担軽減を図る。
また、隣接する地区との調整により計画を行い、より効果的な整備を行う。
③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農業の導入を検討していく。
⑧農道や水路等の農業施設の劣化等の状況を把握し、中山間地域等直接支払制度の事業活用により、農業者並びに所有者の負担軽減を図りつつ、計画的な管理を行う。